

代理人未選定申立書

年 月 日

東近江市長 様

(住所)

(氏名)

(電話)

東近江市墓地条例第10条に基づき、市内に住所を有する代理人を新たに選定し市長に届け出なければなりません。下記事情により選定できないことを申し立てます。

なお、代理人が選定できる状況になりましたら、速やかにお届けすることを確約いたします。

記

1. 使用墓地 (布引山霊苑・能登川墓地公園)
2. 選定できない理由 (できるだけ詳しく記入してください)
